

いじめ防止基本方針

令和6年度 大田市立川合小学校

1 基本方針

いじめは、些細な事柄であっても被害児童にとっては重大なことがらであり、すべての児童に安全な学校生活を保障するために、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにしなければならない。いじめ防止等の対策は「すべての児童がいじめを行わないこと」「いじめを認識しながら放置しないこと」をねらいとして行っていく。そのためには、「いじめは、心身に重大な影響を及ぼす許されない行為であること」を児童が理解できるようにしなければならない。また、大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。保護者、地域と連携しながら児童一人一人の自尊感情や人権感覚を培い、「いじめをしない、いじめをさせない、いじめを許さない児童の育成」をめざしていく。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえ、「いじめ」に当たるかどうかの判断は表面的、形式的に行うことなく、いじめを受けた児童の立場に立って取り組んでいく。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そして、いじめは、「どの子どもにも起こりうる」ということを忘れず、積極的に認知していかなければならない。

いじめの問題への対応は、一人の教職員が抱え込むのではなく、校長のリーダーシップのもと、学校が丸となって組織的に対応することが必要である。そこで、定期的に「いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめの防止、いじめの早期発見を行う。また、重大事態が発生した場合には、「いじめ対策委員会」を早急に設置し、調査・対応を行う。

2 未然防止の取組

・校内体制の整備：いじめ防止対策委員会

＜構成員＞校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、養護教諭、特別支援教育 Co、人権・同和教育主任、教育相談 Co

＜役割＞定期的に、本校基本方針にもとづいて取組を実施する。また具体的な年間計画を作成・実行・検証・修正の中核（PDCA サイクルの確立）を担う。

・授業改善：「わかる・できる・楽しい」授業づくり

児童が学習を通して「わかった」「できた」「やりぬいた」というような達成感、満足感をもてるような授業にするために、教材研究をしていく。

・人権教育の推進

学校・家庭・地域が一体となって人権教育を推進し、一人一人の人権が保障される環境の実現を図る。

- ・道徳教育の充実

多様な価値，考え方にふれる道徳の実践を行うとともに，体験・実践を通して道徳的価値の自覚を促す。

- ・異学年交流活動の確保

年間を通して，縦割班での活動を多く取り入れる。（毎日の清掃，なかよし班遊び等）

- ・子どもを語る会

職員会議の際に定期（月に1回以上）＋不定期で実施する。指導において周知しておく必要があると判断した情報を共有する。

- ・アンケートQUの活用

年2回（6月と11月），アンケートQUを実施する。前回からの変化をとらえながら複数の教職員で分析，実態把握をし，指導に生かしていく。

- ・ケース会議

個別支援の必要な児童の様子について話し合う。管理職，担任，特別支援コーディネーターをまじえて実施する。

- ・情報モラル教育の推進

情報モラルについての研修を年1回実施する。教職員がスマートフォンやiPodなどの通信可能な機器の実態をつかんでおくとともに，道徳の時間など教育活動の中で，児童にネットマナーやモラルについての指導を徹底する。

3 早期発見のための取組

- ・校内体制の整備：いじめ防止対策委員会

＜構成員＞教育相談Co，生徒指導主任，特別支援教育Co，養護教諭

- ・学校生活アンケート調査

年間2回，児童の交友関係等，実態が把握できるようなアンケートを取る。

- ・教育相談

アンケート調査を受け，教師と児童が一对一で面談をする機会を設ける。

- ・相談窓口の周知

担任以外にも全職員が相談に応じることを知らせる。特に，養護教諭，特別支援Co。

- ・子どもを語る会（職員）

職員会議の際に定期（月に1回以上）＋不定期で実施する。指導において周知しておく必要があると判断した情報を共有する。

- ・保護者，地域との連携

担任，教頭を窓口 to 情報を収集する。

4 いじめ発生時の対処

（1）校内体制：いじめ防止対策委員会

＜構成員＞校長，教頭，生徒指導主任，該当の担任，養護教諭，教育相談Co，特別支援教育Co，必要に応じて，人権・同和教育主任，教務主任，研究主任，教育委員会，学校医，専門機関（SC，SSW等），地域関係者（民生児童委員等），PTA会長，PTA副会長に協力

を願う。

＜役 割＞情報の収集と記録・共有，緊急会議の開催（情報の迅速な共有，事実関係の聴取と確認，指導や支援の体制と対応方針の決定，保護者の意向確認や説明と連携，委員会開催時の記録作成）

（２）対処の手順 （次ページ 参照）

①いじめに気づく（訴えの受信）

- ・本人の訴え，「サインの発見」，児童からの報告，保護者からの報告

②管理職への連絡

③「いじめ防止対策委員会」の招集

- ・問題の全体像を把握し，対応方針，初期対応を決定する。役割分担をする。

④いじめ解消チーム作り

（ア）事実関係の正確な把握

- ・いじめを受けた児童から学級担任や生徒指導主任等が，記録を取りながら事情を聞く。
- ・いじめたとされる児童から学級担任や生徒指導主任等が，記録を取りながら事情を聞く。
- ・教職員や周りの児童から学級担任や生徒指導主任等が，記録をとりながら事情を聞く。

（イ）指導・支援・働きかけの展開

- ・いじめを受けた児童への支援，いじめを行った児童への指導，周囲の児童に対する働きかけを行う。

⑤いじめを受けた児童の保護者，いじめを行った児童の保護者に対して，学校から事実や方針の説明をする。

⑥職員会議を開いて，全職員に問題を説明し，共通理解をはかる。

⑦指導，支援，働きかけや取組に対する評価をし，検証と改善を行う。

⑧他の保護者へ説明が必要であるか判断し，必要であれば実施する。

⑨いじめが発生した背景や学校の課題等の分析を行う。

⑩分析に従って，課題の解決を行う。

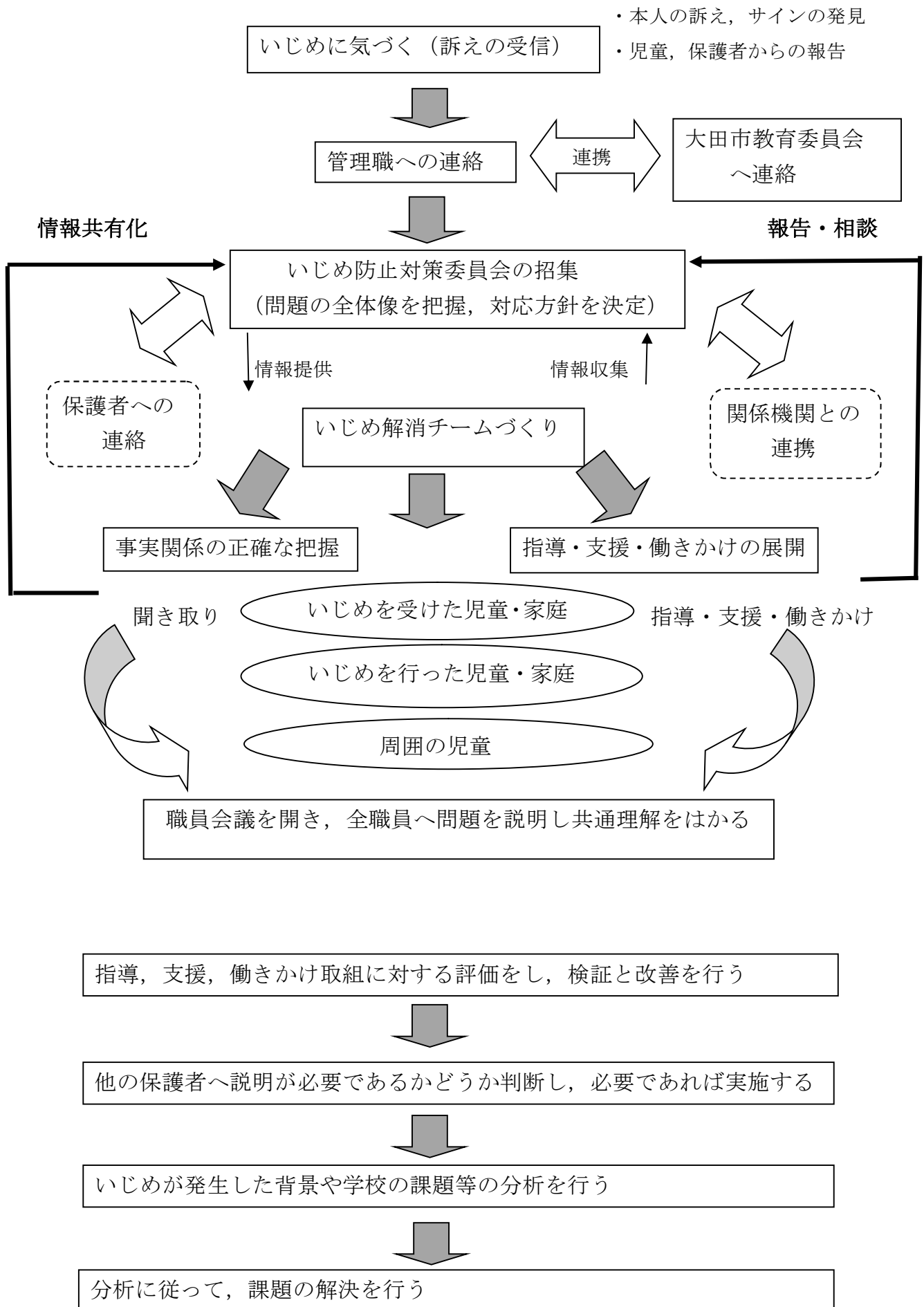
（３）再発防止に向けた取組

- ・当該児童及び学級への継続した関わり

経過を見ながら，いじめを受けた児童に対する支援，いじめを行った児童に対する指導，周りの児童への働きかけを継続的にする。

- ・全職員での継続した関わり

『いじめ発生時の対処』の手順



(1) 重大事態の定義

いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

いじめにより当該学校に在籍する児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があったとき。

(2) 学校が主体となって調査する場合の校内体制

＜構成員＞校長，教頭，該当の担任，生徒指導部，教務主任，研究主任，養護教諭，特別支援教育 Co，人権・同和教育主任，教育委員会，必要に応じて，学校医，専門機関（SC，SSW 等），地域（民生児童委員等）学識経験者，弁護士，医師，警察経験者，PTA 会長，PTA 副会長 等

＜役割＞重大事態の調査，再発防止のための措置

(3) 教育委員会が主体となって調査する場合

- ・教育委員会の指示に従って適切な対応を行う。
- ・混乱を避けるため，教育委員会の指示を受けた管理職，又は教育委員会担当者のみが情報の発信を行う。